

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141 番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 条 例

- 条例第18号 宇治市火災予防条例の一部を改正する条例  
 ..... (予防課) ... 2

### 告 示

- 告示第97号 電子印の廃止 ..... (地域福祉課) ... 2

### 公 告

- 公告第53号 農用地利用集積計画 ..... (農林茶業課) ... 2
- 公告第54号 個人情報保護制度の運用状況の公表  
 ..... (総務課) ... 3
- 公告第55号 情報公開制度の実施状況の公表 ..... (総務課) ... 3
- 公告第56号 審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表  
 ..... (総務課) ... 3

条例

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。  
令和5年10月10日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第18号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例

宇治市火災予防条例（昭和48年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その管体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号を次のように改める。

(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

別表第3 厨房設備の項中

「

			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
--	--	--	--------	-----------	----	---	---	---

」

を

「

			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	10	50	50	50
	可燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の宇治市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

（揭示済）

告示

宇治市告示第97号


電子印の廃止について

次のとおり電子印を廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第12条第3項の規定により、告示します。

令和5年10月20日

宇治市長 松村 淳子

廃止

電子印登録番号	名称	番号	使用区分	使用廃止年月日	印影
133	京都府宇治市長之印	9	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付システムから出力する支給決定通知書	令和5年9月29日	

公告

宇治市公告第53号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和5年10月20日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和5年度第7号

2 縦覧期間

令和5年10月20日以後常時

宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年宇治市条例第1号）第5条の規定により、令和5年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和5年10月20日

宇治市公告第54号

個人情報保護制度の運用状況の公表について

宇治市長 松村 淳子

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部開示	部分開示	不開示			
				うち 不存在			
市長	15	1	9	5	5	15	0
市長（公営企業）	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	0	1	1	1	2	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合計	17	1	10	6	6	17	0

2 訂正請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況			計	取下げ
		全部訂正	部分訂正	訂正拒否		
教育委員会	1	0	1	0	1	0
合計	1	0	1	0	1	0

※ 利用停止の請求及び是正の申出並びに審査請求はありませんでした。

3 出資法人及び指定管理者への開示、訂正、利用停止及び是正の申出並びに不服申出はありませんでした。

宇治市公告第55号

情報公開制度の実施状況の公表について

宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第23条の規定により、令和4年度における制度の実施状況を次のとおり公表

します。

令和5年10月20日

宇治市長 松村 淳子

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部公開	部分公開	非公開			
				うち 不存在			
市長	122	71	39	9	8	119	3
市長（公営企業）	58	52	1	3	0	56	2
消防長	2	0	1	0	0	1	1
教育委員会	6	1	4	0	0	5	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	2	1	1	0	0	2	0
農業委員会	1	0	1	0	0	1	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合計	191	125	47	12	8	184	7

2 審査請求の状況

単位：件

審査請求件数	処 理 の 状 況					計	取下げ
	却下	棄却	一部認容	認容	審理中		
0	0	0	0	0	0	0	0

3 出資法人及び指定管理者への公開申出及び不服申出はありませんでした。

宇治市公告第56号

審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表について

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針第9の規定により、令

和4年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和5年10月20日

宇治市長 松村 淳子

令和4年度審議会等の会議の公開制度運用状況

令和4年度中に、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針の対象となる審議会等は95ありました。

そのうち、会議の公開規定等を定めており会議を公開するものとしている審議会等が60、個人情報等が審議対象となるため性質上公開することができない審議会等が34あります。また、実質休止状態で公開規定等を定めれば公開することができる審議会等が1あります。性質上公開することができない34の審議会等及び実質休止状態にある1の審議会等を除いた審議会等の、非公開理由がない会議の公開率は100パーセントとなります。

令和4年度に会議を行った審議会等の会議の公開状況等は以下のとおりです。

1 審議会等の公開状況

設置審議会等数	会議開催審議会等数	内訳	
		公開	非公開
95	63	40	23

公開欄は1回でも会議を公開した審議会等を計上し、非公開欄は全ての会議を非公開とした審議会等を計上しています。

2 会議の開催状況

開催回数	内訳			書面による開催回数
	公開	非公開	傍聴者数	
448回	87回	361回	193人	1回

非公開とした主な会議は、宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会 24回、宇治市就学支援委員会 18回及び介護認定審査会 258回で、いずれも個人情報を取り扱うため会議を非公開としました。

対面等による会議の開催を中止し、書面による開催としたものが1回ありました。

3 会議の非公開理由

非公開理由	延べ会議回数
情報公開条例第6条第1号（法令私情報）に該当	1
情報公開条例第6条第2号（個人に関する情報）に該当	344
情報公開条例第6条第3号（法人等に関する情報）に該当	11
情報公開条例第6条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	13
情報公開条例第6条第5号（事務事業に関する情報）に該当	1
情報公開条例第6条第6号（人の生命、身体、財産等に関する情報）に該当	0
公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合	5
その他（会議の公開に関する規定等の準備のため）	0

1回の会議に複数の非公開理由を適用する場合は、重複して計上しています。